

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市大野字護安五二九二番一、五二九三番一、五二九五番から五三〇〇番まで、五三〇一番一、五三〇二番一、五三〇三番、五三〇四番、五三〇六番二、五三〇七番一、五三〇六番二地先水路、五二九八番から五二九九番地先水路、五二九八番から五三〇一番一
地先道路、五二九六番から五二八九番一地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

呉市広本町三丁目二番二六号

株式会社藤三

代表取締役 藤村 重造